

第六十九号議案

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

第一条 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

区条例第四号の一部を次のように改正する。

第五条第四項各号列記以外の部分中「百分の二十五」を「百分の十」に改める。

第二条 江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「百分の十、六月に支給する場合においては百分の百五十、十二月に支給する場合には百分の百五十五」を「百分の二十五、六月及び十二月に支給する場合には百分の百四十五」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、期末手当の支給月数を引き下げる必要があるので、本案を提出いたします。